

## 減価償却 R4 令和 3 年度税制改正追加対応版 (Ver.21.20) のリリース

減価償却 R4 Ver. 21.20 のリリースについてご連絡します。

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
減価償却 R4	Ver. 21.20	Ver. 19.10以降	Ver. 21.10以降
減価償却顧問 R4			
減価償却応援 R4			

※ライセンスが変更になります。21.2 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 20.3 以上が必要です。

#### 連動対象の他の R4 システムについて

Ver. 21.2 と連動対象となる、他の R4 アプリケーションの条件は次のとおりです。

- ・法人税 R4 : 令和 3 年度版以降 ※Ver. 21.30 以降が対象
- ・所得税 R4 : 平成 28 年版以降
- ・財務 R4 : Ver. 16.2 以降

#### Ver.21.2 プログラムの特長について

前バージョンの Ver. 21.1 への上書きセットアップになります (セットアップ先のプログラムおよびデータベースフォルダーは、Ver. 21.1 と同一です)。

- ・旧データ変換の対象は Ver. 19.1 以降 (Ver. 21.1 のデータも変換対象) です。
- ・Ver. 21.1 のバックアップデータはリストア可能です。  
(Ver. 21.2 のバックアップデータは、前バージョンの Ver. 21.1 ではリストアできません)
- ・データ変換前の旧バージョンデータのうち、Ver. 21.1 のデータはバックアップ可能です。

## 2. リリース時期

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2021年12月15日（水）

### 2-2. マイページのダウンロード公開

2021年12月15日（水）

### 2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2021年12月23日（木）

### 2-4. 減価償却 R4 Ver.21.2 用の電子申告プログラム (Ver.21.2.e2) について

Ver. 21.2 用の減価償却 R4 電子申告プログラム (Ver. 21.2. e2) は、電子申告 R4 の本体プログラム (Ver. 21.12) のダウンロード公開と同日となります。(2022年1月6日公開)

- ※ Ver. 21.2 にデータ変換した会社データは、Ver. 21.2. e2 公開まで電子申告はできません。ご注意ください。

## 3. 様式変更（税制改正）の対応内容

次の様式変更に対応しました。

### 3-1. 償却資産申告書の対応

- ・「2 氏名」より押印欄を削除

### 3-2. 税務代理権限証書、および添付書面の対応

- ・税務代理権限証書について、依頼者の「氏名又は名称」より押印欄を削除
- ・添付書面について、税理士又は税理士法人の「氏名又は名称」、書面作成に係る税理士の「氏名」より押印欄を削除

### 3-3. 別表十六(六)の対応

国税庁のホームページに掲載された新様式フォームとの差異について対応をしました。

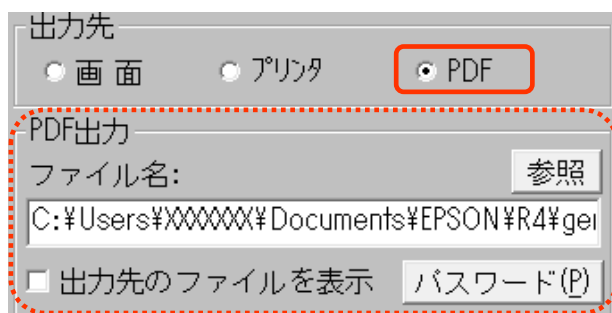
- ・「(14)前期からの繰越額」の項目内の「外」の文字を削除
- ・「(25)前期までに償却した金額」の項目内の「外」の文字を削除

## 4. 機能アップ等の対応内容

### 4-1. 固定資産台帳：PDF ファイルの出力対応

固定資産台帳（総合・簡易・簡易Ⅱ）に PDF ファイル出力機能を追加しました。  
→他の R4 アプリケーションの帳票で実装している PDF 出力相当の機能対応になります。

【台帳の出力条件画面】



画面左下の出力先の選択肢に「PDF」を追加しました。「PDF」選択時には「印刷設定」→「PDF 出力」に切り替わります。

「出力先のファイルを表示」にチェックを付けると、保存後に PDF ファイルが表示されます。

**Windows 8.1 での制限事項について：**

Windows 8.1 の環境で、PDF リーダーのアプリケーションが OS 標準で用意されている「リーダー」のみの場合、又は「リーダー」が PDF ファイルの規定のプログラムの場合、「出力先のファイルを表示」にチェックを付けて実行しても、保存後に PDF ファイルが表示されないことがあります（このとき PDF ファイル自体は正常に作成・保存されています）。

他の PDF リーダーのアプリケーション（Adobe Reader など）が規定のプログラムの場合は発生しません。

### 4-2. プログラム起動の改善対応

プログラム起動時に、前回終了時の位置情報をチェックして、その位置情報がメインディスプレイの枠外であればメインディスプレイの初期位置に表示するように対応しました。

**対応背景：**

減価償却 R4 が起動しない（実際はディスプレイの枠外の位置に起動している状態）といったお客様からの問い合わせ削減を目的とした機能改善です。

参考：関連 FAQ

(2234) [http://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/2234/](http://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/2234/)

(4386) [http://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4386/](http://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4386/)

## 5. 令和4年1月の固定資産税申告前の確認事項について

コロナウイルスに係る軽減措置を受けた資産の設定見直し

前回の令和3年1月の固定資産税申告において、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対する軽減措置（課税標準を「2分の1」または「ゼロ」とする）を適用したデータは、設定した特例率をクリアする必要があります。

※令和4年1月の固定資産税申告においては、この軽減措置の適用はありません。

設定見直しは、Ver. 21.2 へのバージョンアップ前に行っても問題ありません。

**見直し作業が必要なデータ：**

令和4年1月の固定資産税申告を行うデータ（会社基本情報の固定資産税用期首日付が「令和3年1月2日」のデータ）

→前回の固定資産税申告データ（令和3年1月申告）では設定見直しは行いません

**見直し作業が必要なお客様：**

前回の固定資産税申告において、コロナウイルスに係る軽減措置の適用を受け、資産の課税標準を「2分の1」または「ゼロ」で申告したお客様

（資産の＜償却資産設定＞で、軽減措置による「課税標準の特例率」の設定を実施したお客様）

**見直し作業の内容：**

資産の＜償却資産設定＞に設定されている「課税標準の特例率」を一括でクリアする

見直し手順については、下記の改版情報「減価償却 R4 固定資産税申告(令和4年1月)の事前確認事項について」をご確認ください。

<http://r4support.epson.jp/r4support/PInfoR4.nsf/R4/H000983>

## 6. 電子帳簿保存法の改正対応について

令和4年1月1日より「電子帳簿保存法」の見直し等による改正が施行されますが、減価償却 R4 は現時点で電子帳簿保存法改正に関する対応予定はありません。

### 6-1. 電子帳簿保存法改正の概要（減価償却 R4 に関連する内容について抜粋）

最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存が可能に

正規の簿記の原則に従って記録されるものに限り、最低限の要件を満たす電子帳簿（下記「その他の電子帳簿」）についても電子保存等が可能になりました（令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用）。

電子帳簿について「優良な電子帳簿」と「その他の電子帳簿」に区分されます。

電子帳簿種類	保存要件
優良な電子帳簿	訂正・削除・追加履歴の確保 帳簿間の相互関連性の確保 システム関係書類等の備付け 見読可能装置の備付け 検索機能の確保
その他の電子帳簿	システム関係書類等の備付け 見読可能装置の備付け 税務調査でダウンロードの求めに応じる

### 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設

一定の国税関係帳簿（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳など）について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨の届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している場合、その優良な電子帳簿に関し申告漏れがあった場合の過少申告加算税が5%軽減される制度が創設されました（令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）。

### 6-2. 減価償却 R4 の対応状況

減価償却 R4 は、優良な電子帳簿の要件による固定資産台帳の作成には対応していません。

従いまして、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置は、減価償却 R4 の固定資産台帳では適用できません。

以上、よろしくお願いたします。